

# 平成25年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成25年4月19日

平成25年4月19日(金)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 買受適格証明願について
- 日程第8 議案第8号 競(公)売買受適格証明願に対する意見について
- 日程第9 議案第9号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第12 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第13 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

2番	坂本弘	3番	内山勝己
4番	今泉憲一	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	7番	石橋新一郎
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟

16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	菅澤安夫	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉
32番	栗林利男	33番	菅谷晁
34番	伊藤寛	35番	椿康弘
36番	本宮敏雄	37番	宮負厚美
38番	菱木重雄	39番	小倉新一
40番	多田晃一	41番	大須賀常政
42番	三橋和男	43番	小林一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

1番 伊藤太雄

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜澤清明	管理班長	篠塚和広
農地班長	高橋重正	副主幹	越川泰克
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午後 3時03分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、1番 伊藤太雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、8番 玉造和男委員、34番 伊藤 寛委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第13 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 これより議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 本件につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。

総会資料の1ページからになります。これは毎年1回4月にお諮りをしている議案であります。国からの通知によりまして、農業委員会は毎年度、当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと、また、それを踏まえまして次年度の活動計画を作成することが国からの通知で決められております。

平成24年度の活動につきましては、昨年6月の総会において活動計画が決定をされまして、それに基づいて種々活動をしてまいりました。その24年度の活動の点検・評価の案、これが資料の1ページから10ページまでになります。

また、これらを踏まえての今年度の25年度の活動計画の案がそれに続く資料の11ページからになります。それらはいずれも国から示された全国統一の様式、項目にそった形で記載をしております。

今後の事務スケジュールですが本日の4月総会で承認・決定を得たのち、これらについて地域の農業者等から意見や要望を募集するために本案を速やかに公表をいたします。期間は30日間であります。この公表の方法ですが、香取市のホームページでの掲載、それから事務局窓口での備えつけによります。そして、その間に寄せられた意見・要望について、整理をして再度6月の農業委員会の総会にお諮りをいたします。

そこで決定をされたものが最終的に平成24年度活動の点検・評価、また平成25年度活動計画とこのようになります。なお、本件につきましては本日総会前に開催された幹事会において、内容については協議を行っていただいておりますので、その旨申し添えさせていただきます。

議 長 議案第1号は、管理班長より説明があつたとおりであります。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定について審議を求める。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料15ページでございますが、平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(20 経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため今年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 2010 農林業センサスで、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

(2) 農地法施行規則第20条第2項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更を行わない。

理由 管内の耕作放棄地率は4.1%と低い現状であるため。

(1)については、直近の2010 農林業センサスの数値を基準に行っており、その数値については全体農家戸数4,202戸に対して、50アール未満の農地保有農家戸数が311戸で、50アール未満の農地保有農家率が7.40%と管内の50アール以上の農地を耕作している農家数が全農家数の9割を超えているためであります。

(2)については、昨年の委員さんの皆様にご協力いただいた耕作放棄地全体調査の結果、管内の耕作放棄地ですが4.1%と低いためであります。この結果につきましては、総会資

料の6ページに法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価の中の1、現状及び課題の表中、平成25年3月現在、現状に示している数値のとおり、香取市管内の農地面積は12,468haであり、そのうち遊休農地面積は507.81haで、その割合が4.1%という結果に基づくものでございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲渡人については、農地が飛び地であり耕作不便のため及び農業廃止のためとのことであります。

譲受人が農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号2番、譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、農業後継者へ生前一括贈与による所有権移転であります。

整理番号3番、譲渡人については、譲受人からの要望によるためとのことであります。譲受人が自作地に隣接している申請地について、農業経営規模拡大を図るための売買による所

有権移転であります。

整理番号4番、譲渡人については相続が完了しましたが名義人は非農家のため、地元農家へ譲り渡すものであります。譲受人が自作地に隣接している申請地について、農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号5番、譲渡人については、先ほどと同じく相続が完了しましたが、名義人は非農家であるため、地元農家へ譲り渡すものであります。

譲受人が自作地に隣接している申請地について、農業経営規模拡大を図るための売買による所有権移転であります。

整理番号6番、譲渡人については農業後継者がなく農業廃止とのことであります。

譲受人は、実の兄でありまして農業経営規模拡大を図るための贈与による所有権移転であります。

以上、1番から6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から許可要件である農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の50アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第3条第2項規定の許可審査基準第1号から第7号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、報告させていただきます。

去る、4月15日午前9時より市役所3階302号会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第3号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、譲渡人が農業廃止という理由と、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自宅に近い申請地を譲り受けるものであります。今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、25番 大坂委員。

25番大坂委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親子間による世帯内贈与であります。

なお、申請人は水田を380アール耕作する水稻農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に隣接している申請地を譲り受けるものであります。

なお、譲受人は水田を368アール耕作する水稻農家であり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号4番、5番は関連案件のため、一括して説明させていただきます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自宅から比較的近い申請地を譲り受けるものでありますので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 この申請は、譲受人と譲渡人が兄と弟の関係で、元々両者の親が所有していた農地を相続により弟である譲渡人が譲り受けたものでありましたが、今回、贈与により兄に所有権が移転されるものであります。

なお、譲受人は現在、田畑合わせて、約 200 アールを耕作する農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第 4 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成 25 年 4 月 19 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号 1 番、平成 20 年 9 月 25 日付で千葉県香振指令第 422 号の 4-6 で、砂利採取及び搬出入路用地として許可を受けましたが、計画どおり進まなかったための期間延長による一時転用の再申請であります。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更にかかる要件を満たしていると考えます。

続いて、整理番号 2 番、この案件は議案第 5 号、整理番号 8 と関連いたします。

譲渡人は昭和 58 年 9 月 20 日付、千葉県香支指令第 2781 号で専用住宅用地として許可を受けましたが、家庭の都合により実行には至りませんでした。

譲受人は自宅で塗装業を倉庫兼事務所として営んでいますが、以前から手狭と考えており今回の場所を営業拠点として新たに建設予定するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は2件であります。

整理番号1番、山砂採取計画事業が計画どおり進まなかったことによる期間延長の計画変更であり、農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

整理番号2番、職業が塗装業であり、現在、自宅が倉庫兼事務所になっていますが、申請地を拠点として事業に展開し建設するものであります。

農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第4号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 この申請は、平成20年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。周辺農地への被害は今現在は見受けられませんが、以前は田の陥没の被害があった経緯があるため、周辺の農地へ被害が及ばぬよう万全の注意を払うように意見を付していただくように希望いたします。他については、各書類・計画とも適切であると思われることから、期間延長は妥当と思われま。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 次に、2番について、40番 多田委員。

40番多田委員 2番について、ご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇線〇〇方面に向かいまして〇〇地先の信号の所を左に行き〇〇のすぐ脇でございます。場所としてはもう住宅地で、先ほど説明があったように許可を受けている場所ですけれども、議案第5号の8番と関連があります。当初計画者は専用住宅を建築する計画での転用でありましたが、諸事情によりまして施行できずに今までのものであります。譲受人が倉庫兼事務所用地として場所を探していたため所有権移転するものであります。事

業計画・各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転設定で、宅地分譲(3区画用地)とのことであります。譲受人は、不動産業を営んでおり、これ先ほど訂正ございましたように個人及び会社資産として事業拡大する計画であります。

申請地は、用途区域内第1種低層住居地域である第3種農地で、既存宅地に囲まれた場所に位置します。生活用水は上水道、汚水雑排水については合併浄化槽で浄化後、市管理の既存排水溝へ接続放流とのことで地元排水管理者の同意も添付されております。

また、資金計画・造成計画についても妥当であるため特に問題はないと考えます。

なお、事前審査会において現地調査は確認済であります。

整理番号2番、転用を伴う使用貸借権設定で移動無線通信基地局設置工事用地の一時転用

であります。

申請地は、用途区域外農用地区域外にある第2種農地であります。報告第3号整理番号1と関連しており、これは〇〇〇〇の移動無線通信基地局の設置に係る一時転用であります。

また、周辺直近住民の方には説明済みとのことであり、資金計画・施行計画についても妥当であるため特に問題はないとの考えであります。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で物置用地とのことであります。

申請地は、用途区域第1種中高層住居地域内にある第3種農地であります。現在、近傍地に夫婦で居住していますが物置のスペースがなく手狭になっており今回取得するものであります。

なお、始末書が添付していることから特に問題ないと考えられます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で建売分譲住宅（4区画）用地とのことです。

申請地は、用途区域外農用地区域外の第3種農地であり、公共施設等の近傍地であり閑静な住宅地に位置します。

生活用水は上水道、汚水雑排水は公共下水道へ、雨水排水は既存のU字溝へ排水いたします。また、資金計画・造成計画についても妥当であるため特に問題はないものと考えます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で公衆用道路用地とのことであります。

申請地は、用途区域外農用地区域外の第3種農地であり、公共施設等が近傍地にある住宅地に位置します。譲受人は、既存の道路が以前から狭く感じており、自宅建物を改築するに当たり現在の道路では建築基準法の接道要件が満たない道路のため拡幅するものであります。また、隣接農地所有者に説明もなされており、資金計画・造成計画についても妥当であると考えます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、用途区域外農用地区域外にある第2種農地であります。現在、アパート住まいをしている譲受人が近く子供が生まれるため申請地を譲り受け住居を建築するものです。生活用水は井戸で、汚水雑排水については蒸発散槽装置にて処理するものであります。また、隣接農地所有者への説明もなされており、資金計画・造成計画についても妥当であると考えます。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、用途区域外農用地区域外にある第1種農地であります。現在、親夫婦と同居し

ていますが子供の成長に伴い手狭となっていたため、近傍へ申請地を譲り受け住居を建築するものです。生活用水は上水道、汚水雑排水については浄化槽施設を通り蒸発散槽装置を通じて蒸発させるものであります。資金計画・造成計画についても妥当であるため特に問題はないものと考えます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で倉庫兼事務所用地とのことであります。

申請地は、用途区域外農用地区域外にある第2種農地であります。現在、塗装業を自宅兼業で営んでいますが前から手狭になっていたため、今回の申請地を営業拠点とし建築するものです。生活用水は井戸で、汚水雑排水については合併浄化槽にて浄化後、既存排水溝へ接続放流とのことで地元土地改良区への排水同意は、議案第4号整理番号2番での譲渡人のときの以前の同意書も了承済みであります。資金計画・造成計画についても妥当であるため特に問題はないものと考えます。

整理番号9番、整理番号10番は関連しています。転用を伴う賃借権設定で店舗用地（コンビニエンスストア）とのことであります。

申請地は、用途区域外農用地区域外にある第1種農地ではありますが、例外規定の（特定の立地条件を必要とする事業）として農地法施行規則第35条4号中、休憩所施設（コンビニエンスストア等）及び一般国道または都道府県道沿道の区域に該当するものと考えられます。生活用水は井戸、汚水雑排水については合併浄化槽にて浄化後、既存排水溝へ接続放流とのことで〇〇〇〇耕地組合の排水同意及び一部転用済みであることから始末書も添付済みであります。資金計画・造成計画についても妥当であるため特に問題はないものと考えます。

なお、事前審査会においても現地は確認済みであります。

以上のことから、1番から10番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

3 1番高木委員 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

このうち、整理番号1番・4番・9番については、現地調査を行いました。

整理番号1番については、住居地域に位置し、用排水が完備されていることから問題はないとの意見でありました。

整理番号4番については、公共施設等に近く、閑静な住宅に位置していることから問題はないとの意見でありました。

整理番号9番については、〇〇〇〇線沿いで交通量も多く集客も見込めることから実効性等問題はなしとの意見でありました。

なお、一部事前転用があり始末書が添付されております。

また、ほかの案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 坂本委員。

2番坂本委員 場所は、〇〇で〇〇〇〇線の〇〇信号を〇〇〇〇の方に向かい〇〇〇〇を左に曲がった高台の住宅地で、用途区域内にある農地でございます。

申請者は周辺生活環境もよく生活するうえで優良な場所であるため、共有で農地を取得し宅地分譲を行う計画です。申請人の一人が宅地造成工事を行い、もう一方の不動産業者が宅地分譲用地として販売業務を行うということです。上水等は完備、また排水については地元排水管理者からの同意も得ており、この計画は適正であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、3番 内山委員。

3番内山委員 場所の説明ですけれども、〇〇〇〇線沿いで〇〇地先に向かいます。佐原から小見川方面へ向かったところに〇〇がございまして、その手前に〇〇がございまして、〇〇の裏側に位置します。

報告第3号整理番号1と関連がある案件で、隣接地に設置する移動無線通信基地局の建築に伴う工事用地での一時転用で、農地復元誓約書の添付もあり、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

よろしく、ご審議のほどをお願いいたします。

議 長 3番について、23番 栗田委員。

3番栗田委員 申請書類及び現地調査の結果、申請地は平成22年に購入済みで、その一部は平成22年5月に開催いたしました農業委員会総会にて承認されております。

申請地は震災のため、その申請地に物置を建築したことから始末書の添付をいたしたとこ

ろでございます。

また、申請地は土留め工事等により周辺農地への影響も少ないと思われま。地元土地改良区の同意も得ていることから、この申請はやむをえないものと判断いたしました。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、4番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 場所についてですけれども、〇〇〇〇旭方面に向かいまして、〇〇〇〇の前に〇〇〇〇がございまして、そこを右折して約3、40メートル程入った所であります。〇〇〇〇〇〇に面した左側に位置します。

申請者は不動産業を営んでおり、申請地周辺は住居環境もよく生活をするうえで優良な場所であるため、建売分譲住宅を建築する計画で、宅地建物取引業もあり、各書類・事業計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、31番 高木委員。

31番高木委員 まず、場所でございますが津宮地区にJRの香取駅がございまして、その香取駅を中心に〇〇に〇〇メートル位行った所に場所は位置しております。

申請地の現在の公衆用道路は道幅も狭く建築基準法の接道要件を満たさないため、今回の申請地を公衆用道路の拡幅として使用するものです。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 譲受人は現在借家で生活していますが、10月に子供が生まれることで、現在の家では手狭なため、新たに住宅を建築する計画で隣接農地所有者からの承諾もあり、事業計画・その他書類とも適切であることから、この申請は妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、7番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 譲受人は現在親と同居しておりますが子供の成長に伴い手狭となったため、実家の隣接地へ住宅を建築する計画であります。土地改良区の意見書の添付もあり、各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、8番について、40番 多田委員。

40番多田委員 この申請は先ほどの議案第4号2番と関連しております案件です。譲受人は内装業を営んでおります。現在の事務所は自宅を兼ねており手狭なもので新しい場所を探しておりました。倉庫兼事務所用地とするものです。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、9番、10番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 9番、10番について、ご説明いたします。

これは、転用を伴う賃借権設定でございます。

場所は〇〇〇〇線の〇〇地区を通り越しますと〇〇がありまして、それより約〇〇メートル位行った左側の〇〇沿いでございます。

申請地は第1種農地ですが、休憩施設を伴うコンビニエンスストアということで、例外規定にあたる案件です。

現地は〇〇沿いで交通量があるため集客を見込めるため建築する計画で、既に一部埋立がされておりまして始末書を添付、水利組合の排水同意書、周囲農地耕作者にも説明をいたしており承諾済みであります。事業計画・各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐藤委員。

20番佐藤委員 8番の案件ですが、議案第4号の2と関連あるということではありますが、譲受人の住所が小見川でなく小見になっておりますので、違うかなと、どちらが正しいのか、お伺いいたします。

事務局 この申請は、小見川の方が正しいものとなりますので、すいませんけれども訂正をお願いいたします。

議長 小見川に訂正してください。

そのほかにも、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第1次農用地利用集積計画1番から244番までの設定であります。(25ページから134ページ)でございます。

使用貸借権の設定、新規4件、16,450㎡、これはすべて田であります。

賃借権の設定、新規183件、698,191㎡、このうち田が653,217㎡、畑が44,974㎡であります。

賃借権の再設定、55件、220,209.7㎡、このうち田が214,978㎡、畑が5,231.7㎡であります。

所有権移転、2件、8,714㎡、このうち田が5,682㎡、畑が3,032㎡であります。

以上、244件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議ほどお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該議案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号39番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号39番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号39番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、議案第6号204番、206番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号204番、206番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号204番、206番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、議案第6号8番、164番、166番、168番、170番、172番、174番、176番、178番、180番の10件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号のただいまの10件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号のただいまの10件は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の13件を除く231件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の13件を除く231件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の13件を除く231件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情

が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成 25 年 4 月 19 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政

議案の概要説明をします。

整理番号 1 番、番号佐原 2306-3、入札期間は平成 25 年 5 月 28 日午後 1 時 45 分から同日の午後 2 時 10 分までです。

入札の場所は千葉東税務署、開札期日は同日午後 2 時 30 分であります。

これは、申請者の農業経営規模拡大による買受願であり、平成 25 年 6 月 8 日に売却決定を受けたとき、農地法第 3 条の規定による許可申請書が出された場合は当該証明書の交付と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

譲受人は営農計画において、現在申請地に建っているビニールハウスに於いて、葉物野菜等を作付けする計画を提示しております。

整理番号 2 番、千葉地方裁判所が行う競売による買受適格証明願です。

競売の方法は期間入札、平成 25 年（ぬ）第 80 号千葉地方裁判所民事第 4 部、入札期間は平成 25 年 5 月 22 日午前 9 時から同年同月 29 日の午後 5 時まで、入札の場所は千葉県地方裁判所売却所、開札期日は同年 6 月 5 日午前 9 時 30 分であります。

これは、申請者の農業経営規模拡大による買受願であり、平成 25 年 6 月 19 日午前 10 時に売却決定を受けたとき、農地法第 3 条の規定による許可申請書が出された場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

譲受人は、営農計画において、稲作（米）を作付けする計画を提示しております。

申請に関して、既に添付書類として提出されました許可申請書及び、その他の添付書類から申請者の適格要件等を慎重に審議した結果、許可要件である農地すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、また、下限面積の 50 アール要件を満たしていること、従事日数要件も満たしているなど、農地法第 3 条第 2 項規定の許可審査基準第 1 号から第 7 号による不許可の項目には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われるため、買受適格証明の交付要件を満たしていると考えます。

よろしく、お願いします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 2 班班長 高木哲吉委員。

3 1 番高木委員 それでは、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は 2 件であります。

案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、調査結果を報告いたします。

これは、千葉地方裁判所・佐原税務署が行う競・公売によるものであり問題はないとの意見でありました。

したがいまして、議案第7号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、14番 埴委員。

14番埴委員 この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、公売に参加するための買受適格証明願であります。

なお、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされたあとは、引き続き農業用施設を利用して、施設野菜と露地野菜栽培を計画しており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、証明書の交付が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 書類及び現地調査を行った結果、申請人は4.7ヘクタールの水田専用農家であり、今回経営規模の拡大の一環として入札に参加すべく適格証明願の申請に及んだものでございます。

申請人は、資格要件を満たしており農地の通作距離等も妥当であり、かつ農地の良好な維持管理も期待できることから、この申請は妥当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

---

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 競(公) 売買受適格証明願に対する意見について。下記のとおり競(公) 売買受適格証明願の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附する。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をします。

整理番号1番、これは千葉地方裁判所の行う競売による買受適格証明願です。競売の方法は期間入札、平成24年(競)第1189号、千葉地方裁判所民事第4部、入札期間は平成25年5月22日午前9時から同年同月29日の午後5時まで、入札の場所は千葉地方裁判所売却場、開札期日は同年6月5日、午前9時30分であります。

これは、競売に移された申請地の建物を申請人が居住するためによる買受適格証明願であります。平成25年6月19日に売却決定を受けたとき、農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附して進達いたします。

申請は、申請地に家屋番号1338番の建物である専用住宅用地及び付属建物も物置側に建築されているものであり、競売に参加して敷地の所有権を取得するものであります。

申請地は、用途区域内第1種中高層住居地域にある第3種農地と判断されます。

整理番号2番、これは千葉地方裁判所の行う競売による買受適格証明願です。競売の方法

は期間入札、平成 24 年（競）第 1189 号、千葉地方裁判所民事第 4 部、入札期間は平成 25 年 5 月 22 日午前 9 時から同年同月 29 日の午後 5 時まで、入札の場所は千葉地方裁判所売却場、開札期日は同年 6 月 5 日午前 9 時 30 分であります。

これは、競売に移された申請地に建っている専用住宅はそのまま使用し、その敷地内にある物置を取り壊し資材置場とするためによる買受適格証明願であります。平成 25 年 6 月 19 日に売却決定を受けたとき、農地法第 5 条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附して進達いたします。

この申請地は、用途区域は整理番号 1 番と同じであります。

以上、整理番号 1 番、2 番のことから添付書類として提出されました許可申請書及びその他添付書類により、農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしているものと考えられ、買受適格証明の交付要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 2 班班長 高木哲吉委員。

3 1 番高木委員 それでは、報告いたします。

審査結果については、買受適格証明願の案件は 2 件であります。

案件については、書類により審査を実施いたしました。

それでは、調査結果を報告いたします。

これは、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり、買受勧誘書が出されている案件であるため問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第 8 号については、転用許可要件を満たしているものと考えられ、買受適格証明書の交付が適当であるとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、23 番 栗田委員。

2 3 番栗田委員 整理番号 1 番、2 番につき、ご説明を申し上げます。

整理番号 1 番については、現地調査を行った結果、申請地は登記上畑でございます。現状は宅地であり、そして相続者が計画している物置が存在しているわけでございます。

権利者は、業務生活の利便性から現住所からの転居等を考えて今回の公売に参加したいと

のことでございます。資金計画等にも問題ないと思われることから、今回の申請は妥当と判断いたしましたところでございます。

次に、整理番号2番につきまして、同一カ所でございますが一応ご説明申し上げます。

申請書類及び現地調査を行った結果、申請地は地目が畑、現状は宅地、そして〇〇〇〇線〇〇交差点の近くに位置する所でございます。

権利者は工務店を経営しており、資材置場、倉庫を小見川地区に求めていたところ、この競売を機に入札に参加すべく今回の申請に及んだものでございます。資金計画、添付書類等に問題はなく、この申請は妥当のものとして判断いたしましたところでございます。

よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、買受適格相当との意見を附して進達することに決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第9 議案第9号

議 長 日程第9 議案第9号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第9号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

それでは、議案の概要説明をします。

整理番号1番から6番までは農振除外の申請であります。

整理番号1番、事業の概要は住宅への進入路、駐車場とするための面積は2,839㎡のうち、55.50㎡とのことです。

現在8人家族で母屋が手狭になり新たに住居を建築するに伴い、道路が狭く建築基準には許可とならないため、進入路及び駐車場としたいとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であり農地法施行規則第33条第1項第4号に該当するものと考えられます。

整理番号2番、事業の概要は自動車修理工場の建設とのことで、面積は988㎡です。

事業計画者は、大型自動車の修理整備を行う計画であります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

なお、事前審査会において現地は確認済みであります。

整理番号3番、事業の概要は中古車展示場とのことで、面積は399㎡です。

現在、中古車販売と修理等を近傍地に事務所兼倉庫等に使用していますが、自動車の置場が狭く困難であるため、申請地を取得し中古車展示場としたいとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号4番、事業の概要は専用住宅及び車庫用地とのことで、面積は1,752㎡のうち321㎡です。

現在、社宅住まいで手狭になり不便を感じており、申請地は妻の実家にも近く将来妻の両親の世話をすることを考えていることから、専用住宅及び倉庫を建設したいとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であり農地法施行規則第33条第1項第4号に該当する施設と考えられます。

整理番号5番、事業の概要は住宅増築とのことで、面積は144㎡です。

現在、妻が着付け教室を行っていますが、今年の4月から息子、三男が就職することになり実家に戻ってきたので家が手狭になり、着付け教室の部屋を確保するに伴い増築することとなります。

申請地は、第1種農地相当であり農地法施行規則第36条に該当する施設と考えられます。

整理番号6番、事業の概要は専用住宅用地とのことで、面積は109㎡です。

現在家族と同居していますが、息子、長男が結婚に伴い実家の近傍地に独立し新居を建設

するとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であり農地法施行規則第36条に該当する施設と考えられます。

以上のことから、整理番号1番から6番まで第1種農地相当及び第2種農地相当であることから、農地法第5条第2項第2号、農地法施行規則第33条第4号及び第35条第4号、第36条に該当する施設であるため、香取市農業振興地域整備の変更については特に問題ないと考えられます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、審査会の審査結果について、報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更案件は、6件であります。

このうち、整理番号2番について、現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告をいたします。

現地確認した結果、農振除外申請地は現在の工場と隣接しているため特に問題はないものと判断いたしました。

したがって、整理番号1番から6番までの6件の案件について、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと認められるため、問題なしとの意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、1番 伊藤委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の説明をさせていただきます。

申請者は現在家族と同居していますが、母屋が手狭で老朽化が進んでいるため実家の隣接地へ住宅を建築する計画ですが、計画地は狭く進入路がないため、駐車場と進入路として農振除外をするものです。事業計画、各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 次に、2番、3番の2件について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 まず、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明でありますけれども、〇〇〇〇線〇〇〇〇より1キロメートル位東側に位置しております。

申請者は自動車修理工場を営んでおり、事業拡大をして大型車の修理整備事業を行うため修理工場を建築する計画です。

申請地は現在の修理工場の敷地と隣接している場所ですが、車両置場として使用しているため始末書の添付がある申請です。

周辺農地所有者からの同意もあり、その他各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですけれども、やはり〇〇〇〇線〇〇〇〇先信号より東側に約2キロメートル位に位置しております。隣りに〇〇〇〇の事務所及び駐車場と隣接しております。

申請者は申請地の近接地で自動車部品・中古車販売業を営んでいますが、現在の場所は事務所兼倉庫が建設されており手狭であるため、近接地へ中古車展示場として除外申請したものです。

事業計画、その他各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、4番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 申請地は旧小見川町の〇〇を南側に約1キロメートル入った〇〇の集落内にあります。

申請者は現在社宅に住んでいる家族が増え手狭なため実家の近接地へ住宅を建築するもので、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

審議のほど、よろしく願いします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 それでは、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請者は以前より自宅で着付け教室を行っていましたが、子供が大学を卒業し地元に戻ってきたため、手狭となったため家の増築をするもので、事業計画、各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、整理番号6番について。申請者は現在親と同居していますが、結婚をするにあたり実家を出て独立するため、自宅を建築する計画で、農振農用地の除外申請となったものです。事業計画、その他各書類とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第9号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

---

#### ◎日程第10 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

ページは139ページ、通知は1件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

ページは140、141ページでございまして、通知は7件であります。

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

ページは142ページでございまして、届出は1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成25年4月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

ページは143ページで、届出は2件であります。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時31分